

村上市行政改革大綱後期実施計画について

【1. 行政改革の経緯】

平成20年4月の合併による「村上市」がスタートから、将来にわたって本市の輝ける未来と更なる発展のため、厳しい財政状況のもと、行財政改革の徹底と健全財政の維持に取り組んでいく必要性から、平成21年3月に平成21年度から平成28年度を計画期間とした「村上市行財政改革大綱」を策定し、その大綱を基に平成21年度から平成24年度の具体的な年度計画を定めた「前期実施計画」を平成21年11月に策定して取り組んでまいりました。

平成25年6月には「前期実施計画」で取り組んできたものを検証し、普通交付税の算定替特例終了を見据え、より健全財政の維持に向けた取り組みを加え平成25年度から平成28年度の年度計画を定めた「後期実施計画」を策定しました。

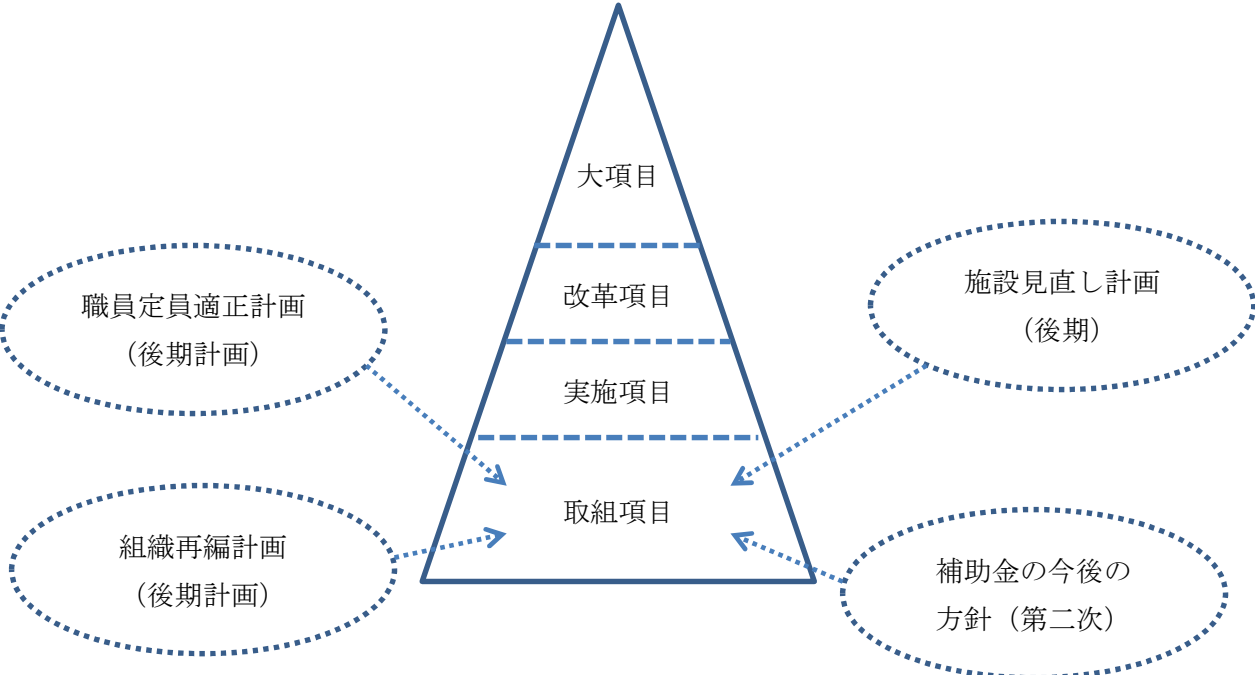
【2. 後期実施計画の体系】

「村上市行政改革大綱」は5つの項目を基本方針【大項目】とし、その方針を細分化して具体的改革方針【改革項目】を立てております。

その具体的改革方針を実現するため実施する事項【実施項目】とし、実施にあたって取り組むべきこと【取組項目】を「後期実施計画」で策定しております。

計画の実施にあたっては、さらに具体的な数値目標・方針、時期を明確にした各種計画（組織再編計画（後期計画）など）も定め、適正な推進を図っていくものです。

[イメージ図]



【3. 後期実施計画の概要（主な取り組み内容）】

(1)組織・職員改革

前期実施計画で示した平成29年4月1日における組織・職員体制を見据えた取り組みです。

① 組織機構改革

組織については、前期計画から平成29年度の組織再編を謳ってきており、それに向けた取り組みを行うこととして、**組織再編計画（後期計画）**を策定しました。主な点としましては、支所の体制について計画期間内に段階的な課の統合を行い、平成29年4月1日の組織体制では支所総体として1課体制とするとともに、本庁及び消防本部においては、時勢の変化に応じた対応を行っていきます。

② 職員定員改革

職員数については、合併市町村基本計画に示された「各年度の退職者の7割減」を実行し、前期に計画した目標数を変えずに取り組み、本計画終了時733人を目指します。

なお、平成26年度から新たな取り組みとして、雇用と年金の接続への対応と長年のノウハウを行政サービスに活かすため、定年退職者の再任用制度の導入があります。

再任用者も定員管理上数値に含むこととなりますが、計画では再任用者を含まない定員数を目標とするとともに、時勢の変化に柔軟に対応すべく、従来実施してきた退職者3割補充採用についての検証を本計画期間内において実施します。

詳細は、**職員定員適正化計画（後期）**に記載してあります。

③ 職員勤務体制改革

職員の減少、行政サービスの多様化に伴う時間外勤務が増加傾向がみられることから振替、代休、時差出勤制度を推進し、職員の健康管理と時間外勤務手当の対前年比5%の縮減を図ります。

④ 職員意識改革

組織力の維持・向上及び職員に様々な職務を経験させることでキャリアの形成を促すため本庁と支所、支所間の人事異動の積極的実施、職員の能力・勤務実績などを的確に把握かつ公平に評価し、職員の能力の向上や意欲の高揚のため人事考課制度の本格的運用を図ります。

(2)財政改革

財政改革については、これからの市の財政状況を見据え、健全財政の維持に向けた取り組みを進めるものであります。

① 財政指標等情報公表

前期実施計画と同様に補助事業を公表し、市民への透明性、公平性、公共性の確保を図ります。また、市の財政状況も公表し、市民がチェックしやすい環境を図ります。

② 歳入改革

市財政の根幹である市税の収納率向上のために、各種取り組みを講じて収納率の向上を目指します。また、国民健康保険税についても、財源の確保に向けた収納率の向上を目指しま

す。

上下水道料金の統一をはじめとした使用料、手数料の見直しを行うとともに、有料広告収入や遊休資産の売却などの取り組みを行い、税外収入の確保に努めます。

③ 歳出改革

補助金については、前期実施計画に合わせ基本指針及び交付基準を定め、「補助金の今後の方針」をもって取り組みを行ってきたところであります。後期実施計画でも**補助金の今後の方針（第二次）**の策定に基づく取り組みを進るとともに、効果の検証を行う制度の構築を目指します。また、負担金の見直しについても補助金と同様に交付の基準づくりから取り組みを行います。

新たな取り組みとして特別職の定数、報酬等の見直しや各種経費の見直し、特別会計への繰出金の削減及び投資的経費の縮減などによる歳出の節減を図り、健全財政を維持していきます。

(3)行政サービス改革

窓口改革及び事務事業改革を中心とした取り組みです。

① 窓口改革

前期実施計画に引き続き、職員の意識・能力の向上に向けた研修等を実施するとともに、夜間の延長窓口及び休日窓口について、これまでの状況等を踏まえた検討・実施を図っていきます。

② 電子自治体化改革

携帯電話等を活用した新たな情報発信の取り組みを継続して行います。

③ 事務事業改革

後期実施計画の進捗管理や行政評価制度構築の取り組みを引き続き行っていきます。また、新たに地籍調査委託や消防団組織、健診業務の一部統合等の各種事務事業の見直しとともに、平成29年4月1日の組織再編に向けた事務事業の整理・統合を行っていきます。

(4)施設改革

指定管理者制度を導入・活用した施設管理と、集落集会施設等の移譲並びに各種施設の統廃合の推進であります。

① 施設利用活性化改革

学校の空きスペースを利用した学童保育の実施の検討、機能移転等により支所の空いたスペースを地域活性化、少子高齢化対策などのため外部団体への貸し出し利用等を図ります。

② 施設管理改革

民間の能力・ノウハウの活用や今後の職員減に対応するために、指定管理者制度を導入・継続し、雇用の場の創出と管理経費の縮減、サービスの向上を図ります。

③ 施設統廃合等改革

保育園については、あらかわ保育園の平成 26 年度の開園に合わせ、公募による指定管理者の導入を行います。また、保育園等整備検討委員会の答申を受けた整備計画の策定により、村上地区及び朝日地区保育園の統廃合の検討を進めます。

施設の移譲では、集落集会施設について前期実施計画から設置目的と公平性の面から当該集落に移譲しており、引き続き、当該集落との協議を進め、後期期間内に補助金等の処分制限が終了したところから順次移譲を進めます。また、独占的利用形態のある施設についても、当該団体との協議により移譲を図っていきます。

また、学校施設の検討を行うとともに、老朽化に伴う体育施設の見直しや老人いこいの家寿山荘などの統廃合を検討・実施していきます。また、高速道路の延伸を見据え、消防署分署体制の見直しを検討していきます。

なお、施設ごとの管理手法導入スケジュールやコスト縮減目標などは、**施設見直し計画（後期）**を参照願います。

（５）市民協働のまちづくり

平成 23 年度の組織再編により自治振興課及び各支所地域振興課自治振興室を設置して取り組みを推進しています。

① 市民との協働によるまちづくりの推進

これまでの取り組みも含め、地域や各種団体の活動の様子など市民に周知を図り、市民の認識、理解を深め、協働のまちづくりへの意識の向上を図ります。

② 情報の共有化とまちづくりへに参加

市民と行政との関係を築き上げていくために、行政情報の積極的な提供を行っていくことが必要であり、市民による広報・広聴組織の充実とホームページや出前講座による情報の提供、また、市政提案制度やパブリックコメント制度を進めるとともに、市職員の地域活動への積極的参加を促進します。

③ 市民、民間団体への支援

協働のまちづくり支援体制については、支援に対する評価・検証制度の確立と実施が必要であるとともに、まちづくりのための人材育成に努め、組織の活動拠点の確保に努めます。

【４．後期実施計画の実行にあたって】

前期実施計画と同様に取り組みに対する行政内部の評価と、行政改革推進委員会による意見を取り入れながら、毎年度の検証・見直しを行い、より実効性のある取り組みを推進します。